

# 大都市圏における広域連携

2018.12.4

政策研究大学院大学

横道清孝

©横道

# 目次

1. 広域連携の仕組み
2. 広域圏政策の変遷
3. 大都市圏における広域連携
4. 特別自治市構想と広域連携

# 1. 広域連携の仕組み(1)

- 広域連携のための2つの仕組み
  - 別法人を設立する
  - 別法人を設立しない
  
- 別法人を設立する(組合制度)
  - 一部事務組合(1888年～)
  - 広域連合(1996年～)

# 1. 広域連携の仕組み(2)

- 別法人を設立しない(機能的共同処理方式)
  - 協議会(1952年～)
  - 機関等の共同設置(同上)
  - 事務の委託(同上)
  - 連携協約(2014年～)
  - 事務の代替執行(同上)
  - (▪ 事実上の協議会)

## 2. 広域圏政策の変遷(1)

- 広域行政圏政策
  - 広域市町村圏(1969年～)
  - 大都市周辺広域行政圏(1977年～)
  
- 新しい広域圏政策
  - 定住自立圏(2008年～)
  - 連携中枢都市圏(2014年～)

## 2. 広域圏政策の変遷(2)

- ・広域市町村圏(1969年～)

### (1) 圏域の設定

- ・人口10万人以上
- ・日常生活圏を単位(中心市と周辺市町村)

### (2) 広域行政機構の設置

- ・協議会、一部事務組合

### (3) 広域市町村圏計画の策定

- ・広域行政機構が策定

## 2. 広域圏政策の変遷(3)

- 大都市周辺地域広域行政圏(1977年～)

### (1) 圏域の設定

- 人口40万人程度
- 地理的、歴史的又は行政的な一体性

### (2) 広域行政機構の設置

- 協議会

### (3) 大都市周辺地域振興整備計画の策定

- 広域行政機構が策定

## 2. 広域圏政策の変遷(4)

- ・広域行政圏の設定状況(1998年現在)
    - ・広域市町村圏 341圏域
      - 神奈川県 2圏域
      - 千葉県 8圏域
      - 埼玉県 4圏域
    - ・大都市周辺地域広域行政圏 24圏域
      - 東京都 2圏域
      - 埼玉県 5圏域
- (中心部は、圏域未設定)



## 2. 広域圏政策の変遷(5)

- 定住自立圏(2008年～)

- (1) 圏域の設定

- 中心市と周辺市町村の協定により形成

- (2) 中心市宣言

- 中心市: 人口4万超、昼夜間人口比率1以上

- (3) 定住自立圏形成協定の締結

- 中心市と周辺市町村

- (4) 定住自立圏共生ビジョンの策定

- 周辺市町村と協議を経て、中心市が策定

## 2. 広域圏政策の変遷(6)

- ・連携中枢都市圏(2014年～)

### (1)圏域の設定

- ・中心市と周辺市町村の連携協約により形成

### (2)連携中枢都市宣言

- ・中心市:指定都市又は中核市、  
昼夜間人口比率1以上

### (3)連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結

- ・中心市と周辺市町村

### (4)連携中枢都市圏ビジョンの策定

- ・周辺市町村と協議を経て、中心市が策定

## 2. 広域圏政策の変遷(7)

- 圏域の設定状況(2018年現在)
  - 定住自立圏 121圏域
  - 連携中枢都市圏 28圏域  
(うち指定都市)  
新潟市、静岡市、岡山市、広島市、  
北九州市、熊本市
- 上記は、いずれも「地方圏」における圏域政策

### 3. 大都市圏における広域連携(1)

- 広域圏政策→地方圏が念頭
  - 中心市＋周辺市町村
  - 周辺市町村の規模大きくない
- 大都市圏→首都圏という巨大な圏域
  - 九都県市首脳会議(1979年～)
  - 指定都市とその他の市町村
  - その他の市町村もそれなりの規模

### 3. 大都市圏における広域連携(2)

- 広域連携の仕組みは活用されてきた
  - 一部事務組合
    - 神奈川県内広域水道企業団
    - 東京都二十三区清掃一部事務組合
  - 広域連合
    - 神奈川県後期高齢者医療広域連合
  - 事務の委託
    - 東京消防庁への事務委託

### 3. 大都市圏における広域連携(3)

- ・新しい動き

- ・8市連携市長会議(2011年～)

- 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、  
藤沢市、逗子市、大和市、町田市

- ・水平連携の推進に関する調整会議(2015年～)

- 国分寺市、小平市

- ・保育所の共同整備等

- 横浜市、川崎市(2014年～)

- 千葉市、市原市、四街道市(2016年～)

### 3. 大都市圏における広域連携(4)

- 大都市圏における今後の課題
  - 高齢者の急激な増加と人口減少
  - インフラの老朽化、災害への対応 等
- 解決手段の1つとしての広域連携
  - 大都市圏内におけるサブ圏域
  - 圏域内市町村間の資源の有効活用
  - 首都圏全体での広域連携

## 4. 特別自治市構想と広域連携

- ・横浜特別自治市
  - ・神奈川県以外の区域に出る
    - 広域連携の必要性一層高まる
- ・2つのレベルでの連携
  - ・県内市町村との連携
  - ・神奈川県(広域自治体)との連携
  - ・神奈川県のあり方への影響



# 広域連携の仕組みと運用について

## 共同処理制度

## 制度の概要

## 運用状況(H28.7.1現在)

法人の設立を要しない  
簡便仕組み

連携協約

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

○締結件数:175件  
○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約:128件(73.1%)、その他:47件(26.9%)

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

○設置件数:202件  
○主な事務:消防41件(20.3%)、広域行政計画等28件(13.9%)、救急23件(11.4%)

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

○設置件数:444件  
○主な事務:介護区分認定審査129件(29.1%)、公平委員会117件(26.4%)、障害区分認定審査106件(23.9%)

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

○委託件数:6,443件  
○主な事務:住民票の写し等の交付1,417件(22.0%)、公平委員会1,141件(17.7%)、競艇854件(13.3%)

事務の代替執行

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。

○代替執行件数:2件  
○上水道に関する事務:1件、公害防止に関する事務:1件

別法人の設立を要する仕組み

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

○設置件数:1,493件  
○主な事務:ごみ処理406件(27.2%)、し尿処理337件(22.6%)、救急271件(18.2%)、消防270件(18.1%)

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

○設置件数:116件  
○主な事務:後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定審査45件(38.8%)、障害区分認定審査32件(27.6%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

# 連携協約の制度概要

## ① 根拠法令

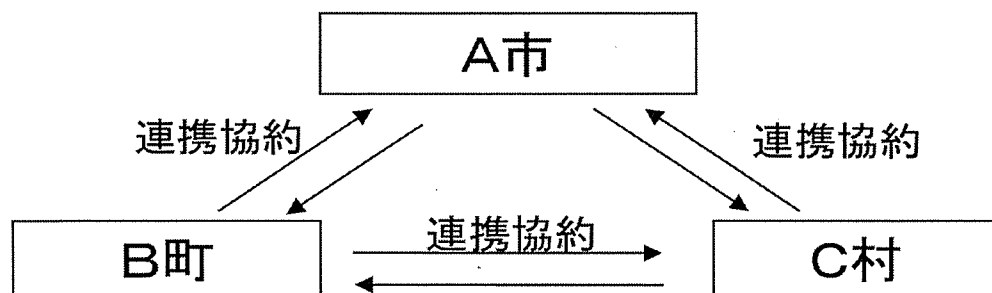
地方自治法第252条の2

## ② 制度の概要

連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。



## ③ 制度活用実績

(平成28年7月1日現在)

締結件数 175件

うち、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約 128件(73.1%)、その他 47件(26.9%)

# 協議会の制度概要

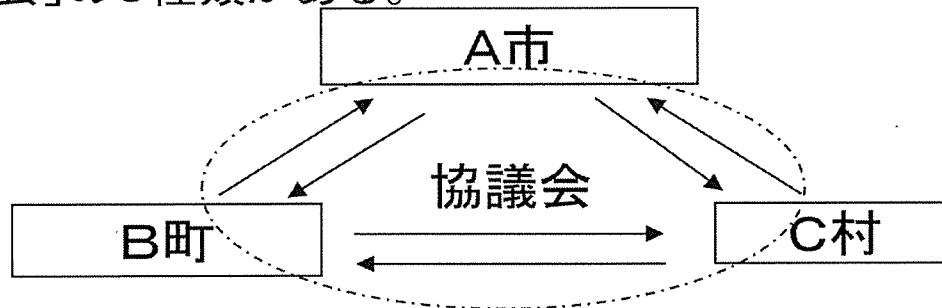
## ① 根拠法令

地方自治法第252条の2の2～第252条の6

## ② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



※ 地方自治法第252条の6の2に予告脱退についての規定がある。

## ③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

## ④ 制度活用実績

(平成28年7月1日現在)

設置件数 202件

主な事務 消防41件(20.3%)、広域行政計画等28件(13.9%)、救急23件(11.4%)

筑後地域消防通信指令事務協議会(福岡県)、他

帯広圏地方拠点都市地域協議会(北海道)、他

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会、他

※ 協議会の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

# 機関等の共同設置の制度概要

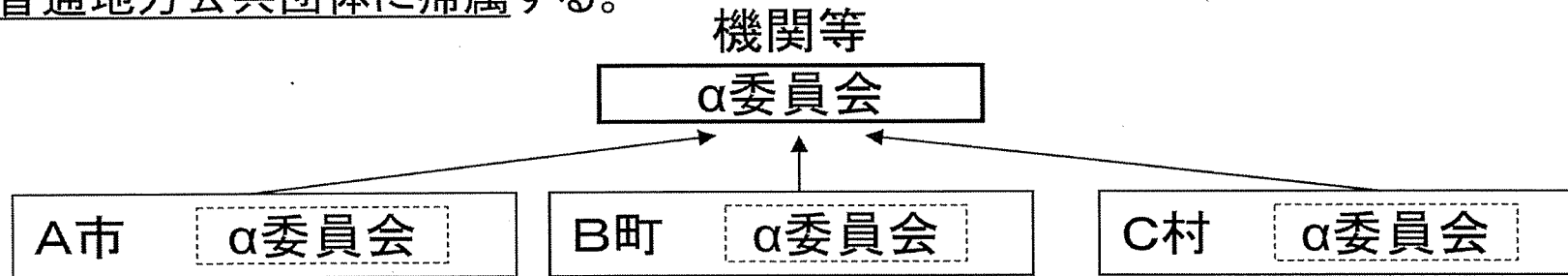
## ① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

## ② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



※ 地方自治法第257条の7の2に予告脱退についての規定がある。

## ③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、「規約で定める普通地方公共団体」の歳入歳出予算に計上して支出する。

## ④ 制度活用実績

(平成28年7月1日現在)

設置件数 444件

主な事務 介護区分認定審査129件(29.1%)、公平委員会117件(26.4%)、障害区分認定審査106件(23.9%)

北上地区介護認定審査会(岩手県)、他

特別区人事委員会(東京都)、他

長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会、他

※ 機関等の共同設置の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

# 事務の委託の制度概要

## ① 根拠法令

地方自治法第252条の14～第252条の16

## ② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



※ 住民基本台帳の作成に関する事務や戸籍に関する事務のように、法律により市町村のみが処理できるものとされているような事務を都道府県に委託することはふさわしくない。  
市町村のみが設置義務を負っている小中学校に関する事務を都道府県に委託することは可能である。

## ③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて委託をした普通地方公共団体は受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、受託した普通地方公共団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行する。

## ④ 制度活用実績

(平成28年7月1日現在)

委託件数 6,443件

主な事務 住民票の写し等の交付1,417件(22.0%)、公平委員会1,141件(17.7%)、競艇854件(13.3%)

# 事務の代替執行の制度概要

## ① 根拠法令

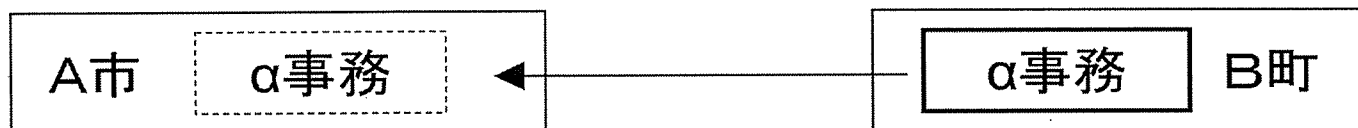
地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4

## ② 制度の概要

事務の代替執行は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を代替執行させる。

普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない。



## ③ 財源

代替執行事務に要する経費は、すべて、事務を任せた普通地方公共団体が事務の代替執行をする普通地方公共団体に対する負担金として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

## ④ 制度活用実績

(平成28年7月1日現在)

代替執行件数 2件

上水道に関する事務 1件(宗像地区事務組合⇒北九州市)、公害防止に関する事務 1件(大崎上島町⇒広島県)

# 一部事務組合の制度概要

## ① 根拠法令

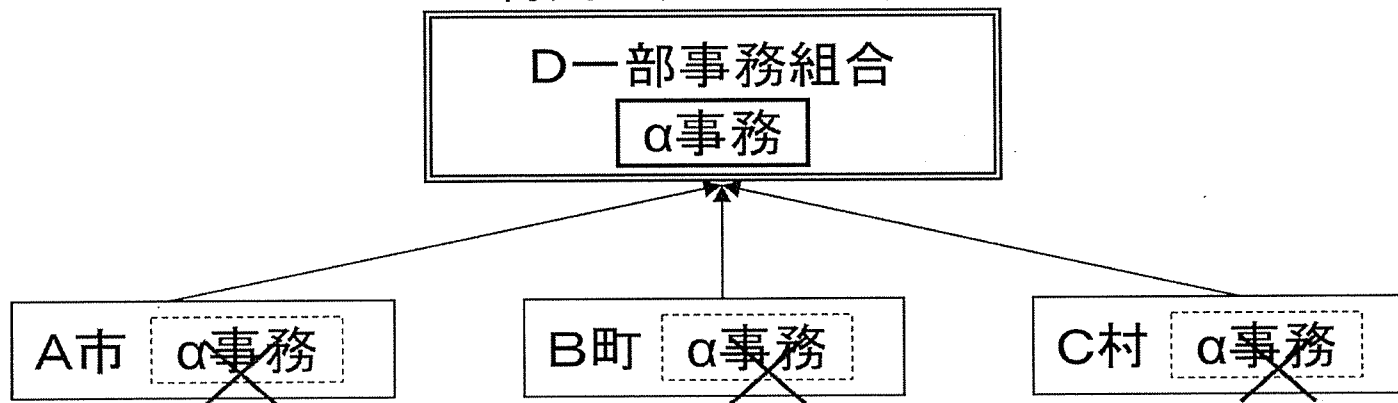
地方自治法第284条～第291条

## ② 制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。（地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。）

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

### 特別地方公共団体



※ 地方自治法第286条の2に予告脱退についての規定がある。

## ③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他（地方債など） ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

## ④ 設置数 ※H28. 7. 1現在

1, 493件（構成団体：延べ9, 777団体）

主な事務：ごみ処理406件(27.2%)、し尿処理337件(22.6%)  
救急271件(18.2%)、消防270件(18.1%)

※ 一部事務組合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

# 広域連合の制度概要

## ① 根拠法令

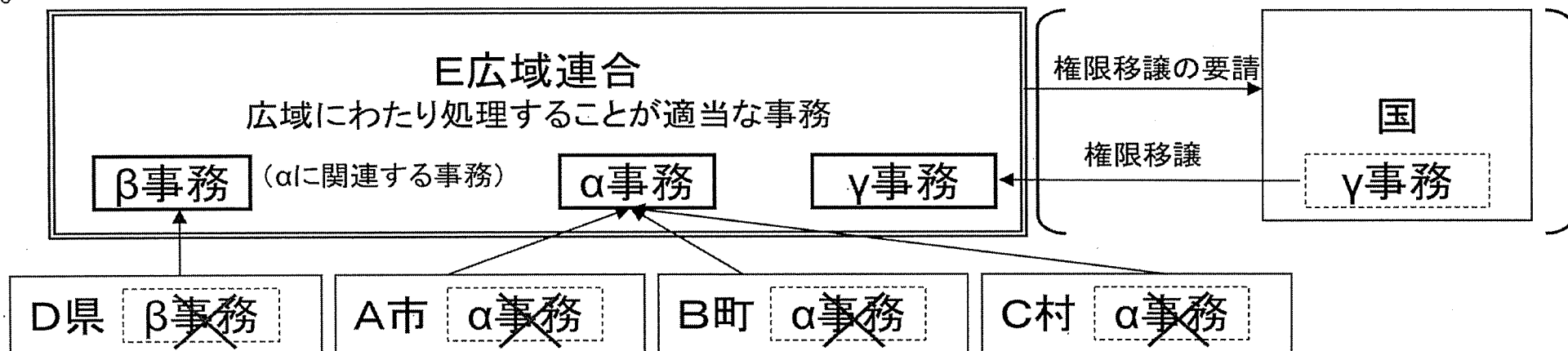
地方自治法第284条、第285条の2、  
第291条の2～第291の13

## ② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



## ③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

## ④ 設置数 ※H28. 7. 1現在

116件(構成団体:延べ2,359団体)

主な事務:後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定  
審査45件(38.8%)、障害区分認定審査32件  
(27.6%)

※ 広域連合の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに  
件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。



# 一部事務組合と広域連合の主な相違点

区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、広域計画実施のために必要な連絡調整を図り、事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設置。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない。	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない。
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県の事務の一部)を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
構成団体との関係等	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能 ・公平委員会、監査委員は必置	・議会—長又は理事会(執行機関) ・公平委員会、監査委員、選挙管理委員会は必置
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。

# 「定住自立圏構想」の推進

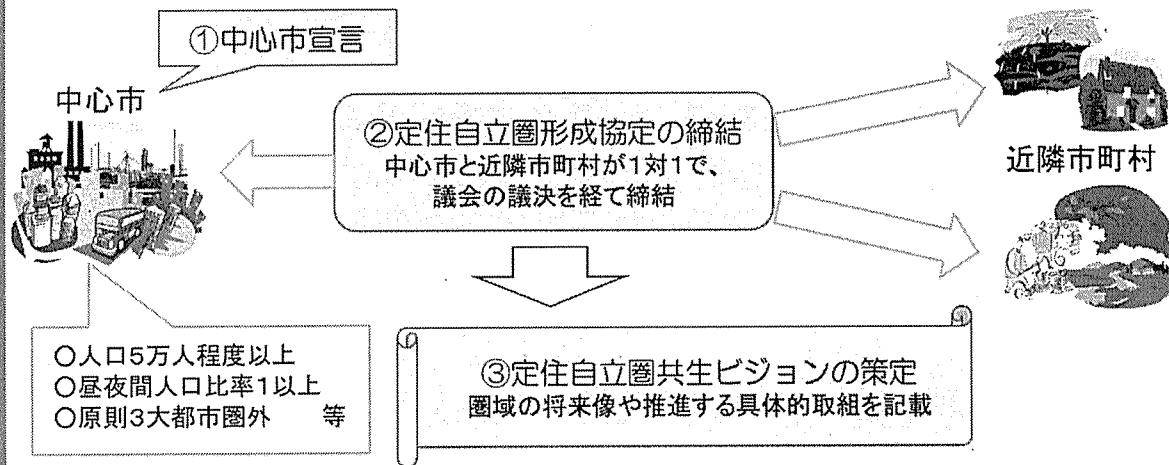
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

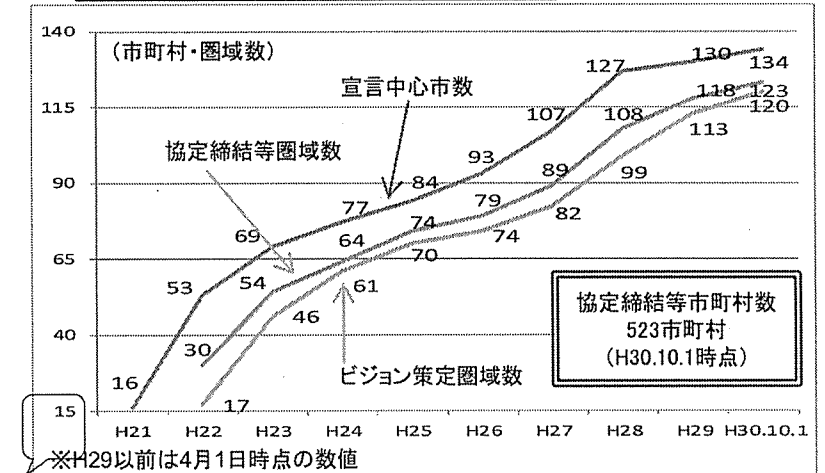
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (H30.10.1現在 123圏域)



## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)  
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)  
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度～平成29年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(32事業)
- 平成30年度予算においても約1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

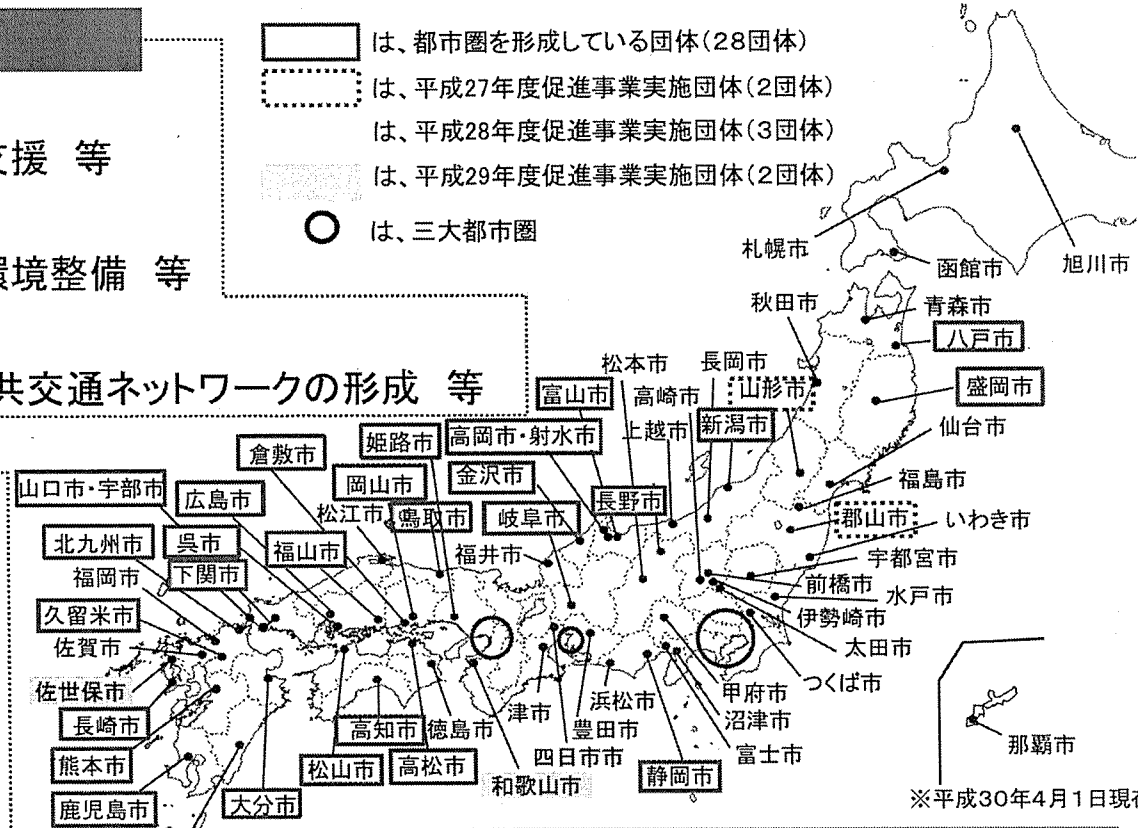
## 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

- は、都市圏を形成している団体(28団体)
- は、平成27年度促進事業実施団体(2団体)
- は、平成28年度促進事業実施団体(3団体)
- は、平成29年度促進事業実施団体(2団体)
- は、三大都市圏



### 【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

# 自治体戦略2040構想研究会 第一次・第二次報告の概要

～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～

- ◆ 2040年頃にかけて迫り来る我が国の危機を乗り越えるべく、**全ての府省が政策資源を最大限投入**するに当たって、**地方自治体も、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォーム**であり続けなければならない。
- ◆ **新たな自治体と各府省の施策(アプリケーション)**の機能が最大限発揮できるようにするための**自治体行政(OS)**の書き換えを大胆に構想する必要がある。

## 1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏

### 2040年頃にかけての危機

- 東京圏は入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高い。医療介護人材が地方から流出のおそれ
- 東京圏には子育ての負担感につながる構造的要因が存在し、少子化に歯止めがかからないおそれ
- 地方圏では東京からのサービス移入に伴う資金流出が常態化
- 中山間地域等では、集落機能の維持や耕地・山林の管理がより困難に

### 考えられる対応

- **元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み**
- **圏域内の自治体が連携した医療・介護サービス供給体制**
- **AIによる診断など技術革新の成果を積極的に導入し、支え手不足を緩和**
- **共働き社会に対応した保育サービス、より安定的な就労環境とワークライフバランス、長時間通勤を減らす職住環境など、複合的な少子化対策**
- **ワークライフバランスを実現しやすい地方圏に移住しやすい環境の整備**
- **サービス業について、多様な人材が集積する指定都市や中核市等を中心として、新陳代謝によるイノベーションを誘発し、稼ぐ力を高める**
- **意欲ある担い手への集約を進め、農林水産物の輸出を拡大**
- **中山間地域等において、集落移転を含め、地域に必要な生活サービス機能を維持する選択肢の提示と将来像の合意形成**
- **粗放的な針広混交林としての保全など、保険的な管理も選択肢化**

### 2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

#### 2040年頃にかけての危機

- 世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルがもはや標準的とはいえない
- 就職氷河期世代で経済的に自立できない人々がそのまま高齢化すれば社会のリスクになりかねない
- 若者の労働力は希少化し、公民や組織の枠を超えた人材確保が必要
  
- 教育の質の低下が、技術立国として、国際競争での遅れにつながるおそれ

#### 考えられる対応

- **男性も、女性も、ともにライフステージに対応し、イノベーションをもたらす起業を含め、無理なく活躍できる柔軟な就労システムの構築**
- **活躍し続けたいと思う女性や高齢者、就職氷河期世代の不安定な就労環境にある人々が就労の場が得られるような受け皿づくり**
- **共助の領域を広げ、多様なバックグラウンドを持つ様々な年齢層の人々が必要なスキルを身につけながら、力を発揮することができるようにするための新たなスキームと就労モデルの構築**
  
- **量的ニーズの減少を質の向上の契機と捉え、良質な施設を残しつつ適正な配置を行い、質の高い教職員を確保し、子供たちに充実した教育環境を提供**
- **学び直しや高度なSTEM教育(科学・技術・工学・数学)の場として、地方において洗練された高等教育機関を確保**

### 3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

#### 2040年頃にかけての危機

- 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化。放置すれば加速度的に都市の衰退を招くおそれ
  
- 東京圏では都心居住が進むが、過度の集中は首都直下地震発生時のリスクに
  
- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが老朽化し、更新投資が増加

#### 考えられる対応

- **地域経済をけん引する都市機能や生活機能を確保するため、DID(人口集中地区)における一定の集積を維持**
- **より安全で、医療や介護、買い物などの生活機能が近隣で維持された空間に集住することで、自然災害リスクを減少し、高齢者にも住みやすい空間を形成。警察力・消防力の効率的な運用で、治安・救急面での安心も確保**
  
- **量を減らしながら既存ストックを有効活用するため、IoTを活用したインフラ点検の省力化とあわせて、活用方法の多様化などにより価値を向上**
  
- **東京圏において、郊外を含めた圏域全体の持続可能性を高めるため、職住近接ができるような圏域の構築**



# 新たな自治体行政の基本的考え方①

**労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足**

**人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要**

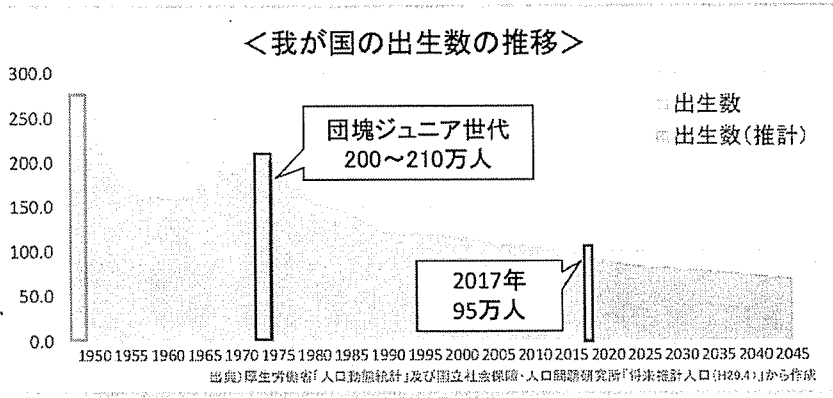
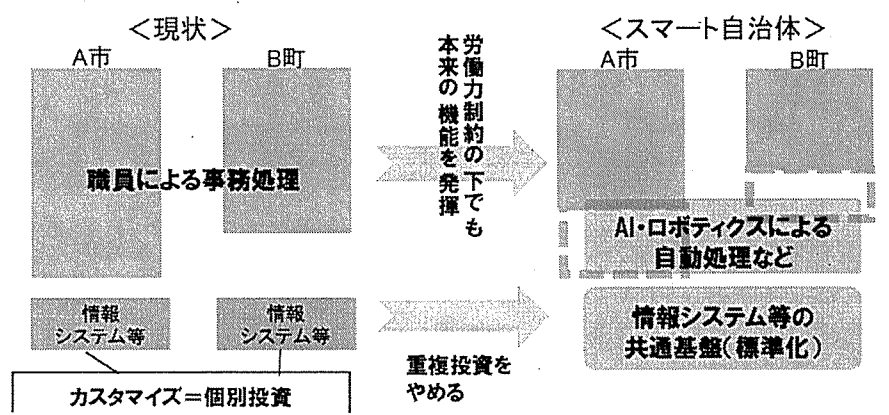
## スマート自治体への転換

### <破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>

- 経営資源が大きく制約されることを前提に、**従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮**できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、**AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理**するスマート自治体へ転換する必要。

### <自治体行政の標準化・共通化>

- **標準化された共通基盤**を用いた効率的なサービス提供体制へ。
  - 自治体ごとの情報システムへの**重複投資をやめる仕組み**が必要。円滑に統合できるように、**期限を区切って標準化・共通化を実施**する必要。
- ⇒ 自治体の**情報システムや申請様式の標準化・共通化**を実効的に進めるためには、**新たな法律**が必要となるのではないか。



## 公共私による暮らしの維持

### <プラットフォーム・ビルダーへの転換>

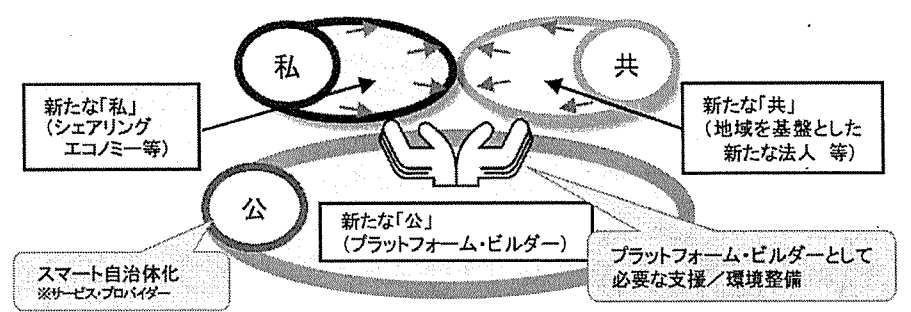
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれの暮らしを支える機能が低下。  
⇒ 自治体は、新しい**公共私相互間の協力関係**を構築する「**プラットフォーム・ビルダー**」へ転換する必要。
- 共・私が必要な人材・財源を確保できるように**公による支援や環境整備**が必要。

### <新しい公共私協力関係の構築>

- **全国一律の規制を見直し**、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど**技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能**が求められる。

### <暮らしを支える担い手の確保>

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、**人々の暮らしを支えるために働ける新たな仕組み**が必要。**地域を基盤とした新たな法人**が必要。
- 地方部の地縁組織は、**法人化等による組織的基盤の強化**が必要。



# 新たな自治体行政の基本的考え方②

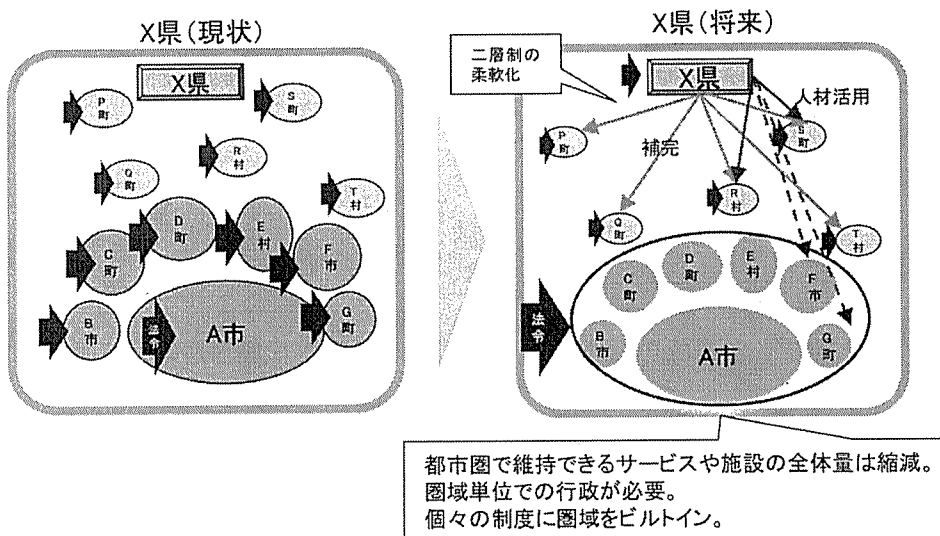
## 圏域マネジメントと二層制の柔軟化

### <地方圏の圏域マネジメント>

- 個々の市町村が**行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダード**にし、戦略的に圏域内の都市機能等を守る必要。
  - 現状の連携では対応できない**深刻な行政課題への取組**を進め、広域的な課題への対応力（**圏域のガバナンス**）を高める仕組みが必要。
  - **個々の制度に圏域をビルトイン**し、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要。
- ⇒ **圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組み**を設け、中心都市のマネジメント力を高めることが必要ではないか。

### <二層制の柔軟化>

- **都道府県・市町村の二層制を柔軟化**し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要。
- 核となる都市がない地域では**都道府県が市町村の補完・支援**に本格的に乗り出すことが必要。
- 都道府県・市町村の垣根を越え、**専門職員を柔軟に活用**する仕組みが必要。



## 東京圏のプラットフォーム

### <三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法>

- 東京圏では、市町村合併や広域連携の取組が進展していない。**早急に近隣市町村との連携やスマート自治体への転換**をはじめとする対応を講じなければ、人口減少と高齢化の加速に伴い危機が顕在化。
- 社会経済的に一体性のある圏域の状況は、三大都市圏で異なる。最適なマネジメントの手法について、**地域ごとに枠組みを考える必要**。

### <東京圏のプラットフォーム>

- 利害衝突がなく連携しやすい分野にとどまらず、連携をより深化させ、**圏域全体で負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成**を図る必要。
- ⇒ 今後も我が国の有力な経済成長のエンジンとしての役割を果たしていくため、東京圏全体で対応が必要となる深刻な行政課題に関し、**国も含め、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォーム**についての検討が必要。
  - 長期にわたる**医療・介護サービス供給体制**を構築する必要。
  - 首都直下地震に備え、**広域的な避難体制**の構築が必要。
  - 仕事と子育て等を両立しやすい環境づくりの観点からも、都心に通勤しなくても済むような、東京23区外で**職住近接の拠点都市**の構築が必要。

